

令和6年7月10日
金融庁

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案） に対するパブリックコメントの結果等の公表について

金融庁では、「[主要行等向けの総合的な監督指針](#)」等の一部改正（案）について、令和6年5月24日（金曜）から同年6月24日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、2先（個人・団体）から計10件のコメントをいただきました。ご検討いただいた皆様におかれては、ご協力ありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)をご覧ください。

1. 改正の概要

本件は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、金融機関等に対し、金融に関する措置を講ずることを要請する旨定めています。要請内容の明確化のため、所要の改正を行うものです。具体的な内容については[別紙2～9](#)をご参照ください。

2. 適用日

改正後の監督指針等は、本日（令和6年7月10日）から適用します。

お問い合わせ先

金融庁 TEL : 03-3506-6000（代表）
監督局 総務課 監督調査室（内線2688、3312）

- （別紙1） [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- （別紙2） [「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙3） [「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙4） [「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙5） [「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙6） [「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙7） [「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12.電子債権記録機関関係」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙8） [「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙9） [「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディア
アカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

サイトマップ

金融
庁に
つ
い
て

報
道・
広
報

政
策・
審
議
会
等

法
令・
指
針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセ
スF
S
A
(金融
庁広
報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000